

令和2年12月11日

久留米市農業委員会総会議事録

久留米市農業委員会

令和2年12月11日、午前9時30分久留米市農業委員会総会を久留米市職員会館メルクス3階会議室に招集する。

付議事項は、別紙久留米市農業委員会総会議案のとおりである。

出席委員は、次のとおりである。

1番	赤司 久美	委員
2番	秋永 憲一	委員
3番	今村 裕一	委員
4番	内田 正隆	委員
5番	江上 哲夫	委員
6番	大石 敏裕	委員
7番	甲斐サエ子	委員
8番	笠 幸夫	委員
9番	黒岩 純	委員
10番	古賀 喜治	委員
11番	後藤 靖子	委員
12番	末次 龍夫	委員
14番	田中 修二	委員
15番	田中 弥生	委員
16番	手島富士雄	委員
17番	富安 辰行	委員
19番	中村 裕	委員
20番	林田 高夫	委員
21番	日比生和雄	委員
22番	深川 嘉穂	委員
23番	柳 壽祥	委員
24番	山口 啓一	委員

欠席委員は次のとおりである。

田中 文 委員 鳥越 文生 委員

事務局の出席者は10名である。

事務局 それでは、12月の総会にあたりまして御報告をいたします。
現時点で、本日、現委員数24名中22名で、過半数の出席がっておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立していることを報告いたします。なお本日、田中文委員、鳥越委員から欠席の報告がっております。それでは、会長よろしくお願ひいたします。

議長 皆さん、おはようございます。大変お忙しい中に、この総会に出席いただきまして誠にありがとうございます。ただいまから12月の農業委員会総会を開催いたします。第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。第1号議案、審議番号15番は、農業委員会等に関する法律第31条第1項の議事参与の制限に該当いたします。よって、第1号議案は、審議番号15番とそれ以外に分けて審議をいたします。議席番号** **委員の退席を求めます。それでは、審議番号15番について、事務局の説明を求めます。

事務局 1ページをお願いいたします。
第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地の所有権移転の許可申請書が提出されたので、付議いたします。
6ページをお願いいたします。
所有権移転、西部地域、審議番号15番の1件です。
15番の審議案件につきまして、農地法第3条第2項の各号の審査基準について、審査会において説明を行いまして、不許可相当に該当しない申請であり、審査基準に適合していることを報告いたします。以上、説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「無しの声」

議長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。第1号議案、審議番号15番について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議 長 ありがとうございます。
全員挙手により、第1号議案、審議番号15番は可決されました。
審議番号15番の審議が終了しましたので、退席されています議席番号** ** **
*委員の出席を求めます。
* ** *委員に報告いたします。審議番号15番は可決されました。
続きまして、審議番号15番を除く第1号議案について議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 1ページをお願いいたします。
第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地の所有権移転、
使用貸借権設定の許可申請書が提出されたので、付議いたします。
所有権移転、東部地域、審議番号1番から、3ページの8番までの8件です。
4ページをお願いいたします。
西部地域、審議番号9番から、6ページの15番を除く、7ページの20番までの11件
です。
8ページをお願いいたします。
使用貸借権設定、西部地域、審議番号21番、22番の2件です。
以上、1番から15番を除く22番までの各審議案件につきまして、農地法第3条第
2項の各号の審査基準について、審査会において説明を行いまして、不許可相当に
該当しない申請であり、審査基準に適合していることを報告いたします。
以上、説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりました。
本議案の審議番号10番、11番、21番並びに22番は、新規就農者の取得案件でありま
すので、聞き取り調査の結果について、担当委員より報告をお願いいたします。

委 員 それでは、新規就農ヒアリングについて報告申し上げます。
審議番号10番、11番、21番、22番の案件につきまして、11月29日に私、中村と井本
推進委員、農業委員会事務局職員においてヒアリングを実施いたしましたので、報
告いたします。
申請人の* ** *は、高良内町で* **業を営み、現在、高良内に住んでおり、今回

高良内町の農地を取得、使用貸借して農業を始める予定です。**氏の年齢は46歳であります。

営農計画は、高菜を栽培する計画となっております。農業経験は、高菜栽培の経験をお持ちです。就農の相談相手は、井本推進委員に指導を仰ぐことになっております。農機具については、耕耘機、トラクター、軽トラックを所有されています。ヒアリングをした結果、本人のやる気も見受けられ、今後の活躍も見込まれるものと考えられます。また、ヒアリング結果について、12月3日の西部審査会へ報告を行い、問題はないと判断されております。

以上、審議番号10番、11番、21番、22番について報告を終わります。

議 長 報告が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「無しの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。審議番号15番を除く第1号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議 長 ありがとうございます。
全員挙手により、審議番号15番を除く第1号議案は可決されました。
続きまして、第5号議案「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

第4号議案の審議番号2番及び3番は、農業委員会等に関する法律第31条第1項の議事参与の制限に該当いたします。よって、第2号議案は、審議番号2番及び3番とそれ以外に分けて審議いたします。

議席番号** **委員の退席を求めます。

それでは、審議番号2番、3番について、事務局の説明を求めます。

事務局 9ページをお願いします。
第2号議案「農地法第4条の規定による許可申請について」、農地転用許可申請書

が提出されたので、付議いたします。

西部地域、2番、3番の2件です。

2番、申請地、藤山町、田、2筆、計554㎡、申請理由、申請地に農業用倉庫を建築するものです。

農地区分は、農用地ですが、農用地利用計画において指定された用途に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

3番、申請地、藤山町、田、360㎡、申請理由、申請地を露天駐車場として利用するものです。

農地区分は、農用地ですが、農用地利用計画において指定された用途に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。以上で説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、審査会から審査結果報告を受けたいと思います。それでは、西部審査会より報告をお願いいたします。

委 員 西部審査会について説明します。

審議番号2番、地図ナンバーは2番です。

転用目的は、農業用倉庫を建築するものです。

申請地は、青陵中学校から東へ約200m、のぞえ総合心療病院から北東へ約300mのところに位置します。

農地区分については、農用地ですが、転用目的が農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するものですので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下で排水します。

汚水・生活雑排水につきましては、発生しません。

被害防除につきましては、L型擁壁及び法面施工により土砂の流出を防ぐ計画となっています。

続きまして、審議番号3番について説明いたします。地図ナンバーは3番です。

転用目的は、観光農園の露天駐車場として利用するものですが、既に施工済みでしたので、始末書つきの申請となっております。

申請地は、青陵中学校から南東へ約300m、のぞえ総合心療病院から北東へ約300mのところに位置します。

農地区分については、農用地ですが、転用目的が農振法第8条第4項に規定する農

用地利用計画において指定された用途に供するものですので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下で排水します。

汚水・生活雑排水につきましては、発生しません。

被害防除につきましては、コンクリートブロックにより土砂の流出を防いでおります。

これら全ての申請案件について、排水承諾等、添付書類を確認しております。

以上、2件につきまして、推進委員及び農業委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題がないものと判断しております。御審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 報告が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「無しの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。第2号議案、審議番号2番及び3番について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議 長 ありがとうございます。
全員挙手により、第2号議案、審議番号2番、3番は可決されました。
審議番号2番及び3番の審議が終了しましたので、退席されています議席番号**
***委員の出席を求めます。
***委員に報告をいたします。審議番号2番、3番は可決されました。
続きまして、第2号議案のうち、審議番号2番及び3番を除く議案について議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 9ページをお願いします。
第2号議案「農地法第4条の規定による許可申請について」、農地転用許可申請書が提出されたので、付議いたします。

東部地域、1番、1件です。

1番、申請地、山本町豊田、畑、288㎡、申請理由、申請地に分家住宅を建築するものです。以上で説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、審査会から審査結果報告を受けたいと思います。それでは、東部審査会より報告をお願いいたします。

委 員 東部審査会について説明します。

審議番号1番について説明いたします。地図ナンバーは1番です。

転用目的は、分家住宅を建築するものです。

申請地は、山本小学校から南西へ約150m、道の駅くるめから南へ約1.3kmのところに位置します。

農地区分については、農用地区域内農地以外であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地でありますので、第2種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、溜枳を經由し、東側の水路へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、溜枳を經由し、北側道路に埋設している市下水道管へ接続します。

被害防除につきましては、周囲にコンクリートブロックを設置し、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

この申請案件について、排水承諾等、添付書類を確認しております。

以上、1件につきまして、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ書類審査を行いました。問題がないものと判断しております。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 報告が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「無しの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。それでは、第2号議案のうち、審議番号2番及び3番を除く議案に賛成の方は挙手

をお願いいたします。

「全員挙手」

議 長 ありがとうございます。
全員挙手により第2号議案のうち審議番号2番、3番を除く議案は可決されました。続きまして、第3号議案「農地転用計画変更承認申請について」でございますが、審議番号1番は、次の第4号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」と関連のある案件でございますので、第3号議案と第4号議案を一括して議題いたします。
なお、審議番号1番及び15番は、農業委員会等に関する法律第31条第1項の議事参与の制限に該当いたします。よって、第4号議案は、審議番号1番、審議番号15番、それ以外に分けて審議いたします。
最初に、第4号議案、審議番号1番を審議いたします。
議席番号** **委員の退席を求めます。
それでは、審議番号1番について、事務局の説明を求めます。

事 務 局 11ページをお願いします。
第4号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」、農地転用許可申請書が提出されたので、付議いたします。
東部地域、1番、1件です。
1番、申請地、山本町豊田、田、1,221㎡、申請理由、申請地を借り受けて、農業用機械置場及び露天資材置場として利用するものです。
農地区分は、農用地ですが、農用地利用計画において指定された用途に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。
なお、こちらの案件につきまして、福岡県農業会議の意見聴取案件です。
以上で説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、審査会から審査結果報告を受けたいと思います。それでは、東部審査会より報告をお願いいたします。

委 員 東部審査会について説明します。

審議番号1番、地図ナンバーは5番です。

転用目的は、農業用機械置場及び露天資材置場として利用するものです。

申請地は、久留米筑水高校から南東へ約880m、山本小学校から北西へ約1.6kmのところ
に位置します。

農地区分については、農用地ですが、転用目的が農振法第8条第4項に規定する農
用地利用計画において指定された用途に供するものですので、不許可の例外規定に
該当するものとして判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下で、北側の素掘側溝を経由し、東側の水路へ排
水します。

汚水・生活雑排水につきましては、発生しません。

被害防除につきましては、既設の石積み及びコンクリートブロックにより土砂の流
出を防ぐ計画となっています。

この申請案件について、排水承諾等、添付書類を確認しております。

以上、推進委員及び農業委員の現地審査を踏まえ書類審査を行いました。問題が
ないものと判断しております。御審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 報告が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお
願いいたします。

「無しの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。
第4号議案、審議番号1番について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議 長 ありがとうございます。
全員挙手により、第4号議案、審議番号1番は可決されました。
審議番号1番の審議が終了しましたので、退席されています議席番号** **
*委員の出席を求めます。
***委員に報告いたします。審議番号1番は可決されました。
なお、審議番号1番は、許可相当として県農業会議へと意見聴取いたします。

続きまして、第4号議案、審議番号15番を審議いたします。

議席番号** **委員の退席を求めます。

それでは、審議番号15番について、事務局の説明を求めます。

事務局 11ページをお願いいたします。

第4号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」、農地転用許可申請書が提出されたので、付議いたします。14ページをお願いします。

西部地域、15番、1件です。

15番、申請地、城島町江上上、田、308㎡、申請理由、申請地を取得し、貸露天駐車場として利用するものです。

農地区分は、第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。以上で説明を終わります。

議長 事務局からの説明が終わりましたので、審査会から審査結果報告を受けたいと思います。

それでは、西部審査会より報告をお願いいたします。

委員 西部審査会について説明いたします。

審議番号15番、地図ナンバー19番です。

転用目的は、貸露天駐車場として利用するものです。

申請地は、江上小学校から北東へ約1km、城島総合支所から南東へ約1.4kmのところに位置します。

農地区分については、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でありますので、第1種農地に該当いたしますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水につきましては、自然流下で、北側の水路へ排水します。

汚水・生活雑排水につきましては、発生しません。

被害防除につきましては、コンクリートブロックにより土砂の流出を防ぐ計画です。

この申請案件について、排水承諾等、添付書類を確認しております。

以上、農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ書類審査を行いました。問題がないものと判断しております。御審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 報告が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「無しの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。第4号議案、審議番号15番について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議 長 ありがとうございます。
全員挙手により、第4号議案、審議番号15番は可決されました。
審議番号15番の審議が終了しましたので、退席されています議席番号** ** **
*委員の出席を求めます。
* ** *委員に報告をいたします。審議番号15番は可決されました。
続きまして、第3号議案「農地転用計画変更承認申請について」及び第4号議案のうち、審議番号1番及び15番を除く議案を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 10ページをお願いします。
第3号議案「農地転用計画変更承認申請について」、農地転用計画変更承認申請書が提出されたので、付議いたします。
東部地域、1番、1件です。
1番、申請地、北野町今山、田、369㎡、申請理由、転用事業者、転用目的及び転用面積を変更するものです。
変更内容、転用事業者を「**氏」から「**氏」に、事業内容を一般住宅から自己用住宅に、転用面積を417㎡から369㎡に変更するものです。転用面積の48㎡の差については、県道の新設に伴い買収されているため、面積が狭くなっております。
こちらにつきましては、昭和58年4月28日付にて5条許可がなされたものです。
第4号議案5番と関連案件となります。地図ナンバーは4番です。
続きまして、11ページをお願いします。
第4号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」、農地転用許可申請書

が提出されたので、付議いたします。

東部地域、2番から、13ページ8番までの7件です。

2番、申請地、山本町豊田、田、4筆、計1,778㎡、申請理由、申請地を借り受けて、貸露天資材置場の敷地を拡張するものです。

農地区分は、第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。こちらにつきましては、農地法第4条による同時許可となります。12ページをお願いします。

3番、申請地、田主丸町地徳、畑、529㎡、申請理由、申請地を借り受けて、自己用住宅を建築するものです。

農地区分は、第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

4番、申請地、田主丸町益生田、田、396㎡、申請理由、申請地を譲り受けて、自己用住宅を建築するものです。

5番、申請地、北野町今山、田、369㎡、申請理由、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。こちらにつきましては、第3号議案1番と関連案件です。

6番、申請地、北野町金島、田、302㎡、申請理由、申請地を借り受けて、貸家住宅を建築するものです。

農地区分は、第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

7番、申請地、北野町金島、田、131㎡、申請理由、申請地を取得し、露天駐車場として利用するものです。

農地区分は、第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。13ページをお願いします。

8番、申請地、北野町中川、田、398㎡、申請理由、申請地を取得し、農業用倉庫を建築するものです。

農地区分は、農用地ですが、農用地利用計画において指定された用途に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

西部地域、9番から、14ページ15番を除く、15ページ17番までの8件です。

9番、申請地、荒木町今、畑、2筆、計661㎡、申請理由、申請地を借り受けて、作業場として利用するものです。

農地区分は、農用地ですが、一時的な利用に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。こちらにつきましては、農地法第4条による同時許可となり

ます。

10番、申請地、荒木町下荒木、田、649㎡、申請理由、申請地を借り受けて、露天資材置場の敷地を拡張するものです。

農地区分は、第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

11番、申請地、高良内町、畑、1,870㎡、申請理由、申請地を取得し、サバイバルゲーム用地として利用するものです。

14ページをお願いします。

12番、申請地、長門石町、田、81㎡、申請理由、申請地を取得し、貸倉庫の敷地を拡張するものです。

農地区分は、第1種農地ですが、特別な立地条件を必要とする事業に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

13番、申請地、宮ノ陣2丁目、畑、1,213㎡、申請理由、申請地を取得し、建売住宅（4戸）を建築するものです。

14番、申請地、安武町武島、田、8.98㎡、申請理由、申請地を取得し、農業用倉庫の敷地を拡張するものです。

農地区分は、農用地ですが、農用地利用計画において指定された用途に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

15ページをお願いします。

16番、申請地、三潞町壺町原、田、76㎡、申請理由、申請地を取得し、車庫を建築するものです。

農地区分は、第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

17番、申請地、三潞町田川、畑、937㎡、申請理由、申請地を取得し、建売住宅（4戸）を建築するものです。

農地区分は、第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。以上で説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、審査会から審査結果報告を受けたいと思います。それでは、東部審査会、西部審査会の順番で報告をお願いいたします。第3号議案の報告は、第4号議案の説明の中で、併せてお願いをいたします。

委員

東部審査会について説明します。

審議番号2番、地図ナンバーは6番です。

転用目的は、貸露天資材置場の敷地を拡張するものですが、既に利用されていたので、始末書つきの申請となっております。

申請地は久留米筑水高校から南東へ約960m、山本小学校から北西へ約1.5kmのところに位置します。

農地区分については、10ha以上の農地の広がりがある区域内にある農地であり、第1種農地に該当しますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設に供するものがありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下で、東側の水路へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、発生しません。

被害防除につきましては、コンクリート擁壁及びコンクリートブロックを設置し、土砂の流出を防いでおります。

続きまして、審議番号3番について説明します。地図ナンバーは7番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、竹野小学校から東へ約1.1km、巨瀬川幼稚園から南西へ約2.2kmのところに位置します。

農地区分については、10ha以上の農地の広がりがある区域内にある農地であり、第1種農地に該当しますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設に供するものがありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しています。

雨水排水につきましては、溜桝を経由し、敷地内に設置する浸透桝で処理します。

汚水・生活雑排水につきましては、東側の道路に埋設された市下水管へ接続します。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置し、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

続きまして、審議番号4番について説明いたします。地図ナンバーは8番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、JR田主丸駅から南東へ約590m、浮羽工業高校から南西へ約1.1kmのところに位置します。

農地区分については、JR田主丸駅から1km以内、宅地化率40%以上の区域内にある農地でありますので、第2種農地に該当いたします。

雨水排水につきましては、溜桝を経由し、西側の水路へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を経由し、北側の道路側溝へ排水し

ます。

被害防除につきましては、コンクリートブロック及びL型擁壁を設置し、土砂の流出を防ぐ計画となっています。

次に、審議番号5番について説明いたします。地図ナンバーは9番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

第3号議案1番と関連案件となっております。

こちらは、昭和58年4月28日に一般住宅を建築する目的で転用許可を受けていましたが、造成のみ行い、建築までは至らなかったため、転用事業者と転用目的の変更承認申請を併せて行うものです。

申請地は、西鉄北野駅から北西へ630m、宮ノ陣クリーンセンターから南東へ約1kmのところに位置します。

農地区分については、都市計画法に規定する用途地域内にある農地ですので、第3種農地に該当いたします。

雨水排水につきましては、溜桝を経由し、西側の道路側溝へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、西側の道路に埋設された市下水管へ接続します。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置し、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

審議番号6番について説明いたします。地図ナンバーは10番です。

転用目的は、貸家住宅を建築するものです。

申請地は、金島小学校から南西へ約960m、大城小学校から北東へ約700mに位置します。

農地区分については、10ha以上の農地の広がりがある区域内にある農地であり、第1種農地に該当しますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設に供するものでありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しています。

雨水排水につきましては、自然流下で排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を経由し、南側の道路側溝へ排水します。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置し、土砂の流出を防ぐ計画となっています。

次に、審議番号7番について説明いたします。地図ナンバーは11番です。

転用目的は、露天駐車場として利用するものです。

申請地は、金島小学校から南西へ約820m、大城小学校から北東へ約860mのところ

に位置します。

農地区分については、10ha以上の農地の広がりがある区域内にある農地であり、第1種農地に該当しますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設に供するものがありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しています。

雨水排水につきましては、自然流下で、南側の水路へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、発生しません。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置し、土砂の流出を防ぐ計画となっています。

続きまして、審議番号8番について説明いたします。地図ナンバーは12番です。

転用目的は、農業用倉庫を建築するものですが、既に農業用倉庫が建てられましたので、始末書付きの申請となっております。

申請地は、金島小学校から北西へ約1.3km、西鉄大城駅から南東へ約1.7kmのところに位置します。

農地区分については、農用地ですが、転用目的が農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するものですので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下で排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、発生しません。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置、土砂の流出を防いでおります。

これら全ての申請案件について、排水承諾等、添付書類を確認しております。

以上、7件につきまして、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題がないものと判断しております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

委 員 続きまして、西部審査会について説明します。

審議番号は9番、地図ナンバーは13番です。

転用目的は、作業場として利用するものですが、既に施工済みでしたので、始末書付きの申請となっております。

申請地は、JR西牟田駅から北西へ約900m、荒木小学校から南へ約2kmのところに位置します。

農地区分については、農用地区区域内にある農地ですが、転用目的が一時的な利用

に供するものでありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下で西側の水路へ排水します。

汚水につきましては、発生しません。

被害防除につきましては、法面施工により土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号10番について説明いたします。地図ナンバーは14番です。

転用目的は、露天資材置場の敷地として拡張するものです。

申請地は、荒木小学校から西へ約500m、J R 荒木駅から南西へ約1 kmのところに位置します。

農地区分については、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でありますので、第1種農地に該当しますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、溜枳を経由して東側の水路へ排水します。

汚水・生活雑排水につきましては、発生しません。

被害防除につきましては、コンクリートブロックにより土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号11番について説明いたします。地図ナンバーは15番です。

転用目的は、サバイバルゲーム用地として利用するものです。

申請地は、高傘礼中学校から南西へ約500m、明星中学校から東へ約1.2kmのところに位置します。

農地区分については、おおむね10ha未満規模の農地の区域内にある農地で、市街化区域に近接しておりますので、第2種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下で排水します。

汚水・生活雑排水につきましては、発生しません。

被害防除につきましては、擁壁及び法面施工により土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号12番について説明いたします。地図ナンバーは16番です。

転用目的は、貸倉庫の敷地を拡張するものです。

申請地は、長門石小学校から南西へ約500m、J R 久留米駅から西へ約2 kmのところに位置します。

農地区分については、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でありますので、第1種農地に該当いたしますが、転用目的が既存敷地の拡張であり、特別な立地条件を必要とする事業でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しています。

雨水排水につきましては、溜柵を経由して南側の水路へ排水します。

汚水・生活雑排水につきましては、発生しません。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号13番について説明いたします。地図ナンバーは17番です。

転用目的は、建売住宅（4戸）を建築するものです。

申請地は、西鉄宮の陣駅から北へ500m、古賀病院21から南西へ約400mのところに位置します。

農地区分については、西鉄宮の陣駅からおおむね500m以内の区域にある農地でありますので、第2種農地に判断しております。

雨水排水につきましては、申請地内に新設する道路側溝を経由して南側の道路側溝へ排水します。

汚水・生活雑排水につきましては、南側道路に埋設している市下水道管へ接続します。

被害防除につきましては、コンクリートブロックにより土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号14番について説明いたします。地図ナンバーは18番です。

転用目的は、農業用倉庫の敷地を拡張するものですが、既に施工済みでしたので、始末書つきの申請となっております。

申請地は、安武小学校から南へ約200m、美希保育園から西へ約800mのところに位置します。

農地区分については、農用地ですが、転用目的が農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するものですので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下で排水します。

汚水・生活雑排水につきましては、発生しません。

被害防除につきましては、コンクリートブロックにより土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号16番について説明いたします。地図ナンバーは20番です。

転用目的は、車庫を建築するものです。

申請地は、犬塚小学校から西へ約1.3km、三潯高等学校から南東へ約1.6kmのところに位置します。

農地区分については、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でありますので、第1種農地に該当いたしますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設で

ありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下で、北側の道路側溝へ排水します。

汚水・生活雑排水につきましては、発生しません。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号17番について説明いたします。地図ナンバーは21番です。

転用目的は、建売住宅（4戸）を建築するものですが、一部駐車場として砂利を敷かれていましたので、始末書つきの申請となっております。

申請地は、西鉄三潯駅から東へ約1.7km、JR西牟田駅から北西へ約1.7kmのところに位置します。

農地区分については、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でありますので、第1種農地に該当しますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水につきましては、自然流下で東側の道路側溝へ排水します。

汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を経由して東側の道路側溝へ排水します。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して土砂の流出を防ぐ計画です。

これら全ての申請案件について、排水承諾等、添付書類を確認しております。

以上、8件につきまして、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題がないものと判断しております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 それでは、報告が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「無しの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。なお、採決に当たりましては、第3号議案、第4号議案のうち、審議番号1番、15番を除く議案に分けて採決いたします。

それでは、第3号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第3号議案は可決されました。
続きまして、第4号議案のうち審議番号1番及び15番を除く議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第4号議案のうち審議番号1番及び15番を除く議案は可決されました。
続きまして、第5号議案「農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 16ページをお願いいたします。
第5号議案「農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請について」、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請書が提出されたので、付議いたします。
審議番号1番から3番までの3件です。
1番、申請人、高良内町、*****、経営面積2万1,560㎡、農用地利用集積計画に従い、利用すると認められます。
2番、申請人、北野町八重亀、株式会社*****、経営面積3万2,041㎡、農用地利用集積計画に従い、利用すると認められます。
3番、申請人、城島町下田、*****、経営面積70万9,102㎡、農用地利用集積計画に従い、利用すると認められます。
なお、こちらの案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に該当しており、農事組合法人*****の構成員である申請人が農地を取得した後、所属する法人へ貸し付けるものとなっており、今回は申請人個人の登録ではなく、法人の構成員としての登録になります。以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は

挙手をお願いいたします。

「無しの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。
第5号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第5号議案は可決されました。
続きまして、第6号議案「久留米市農用地利用集積計画の決定について」を議題と
いたします。
事務局の説明をお願いします。

事 務 局 17ページをお願いします。
第6号議案「久留米市農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促
進法に基づき、久留米市長より久留米農用地利用集積計画の決定を求められたので、
付議いたします。

第1区、1番から、18ページ8番までの8件です。

1番、所在地、荒木町荒木、田、2,107㎡、推進機構への売り渡しとなります。

2番、所在地、大橋町合楽、田、2筆、計5,237㎡、推進機構への売り渡しとなり
ます。

3番、所在地、高良内町、田、1,985㎡、推進機構への売り渡しとなります。

4番、所在地、善導寺町木塚、畑、764㎡、推進機構からの買い入れとなります。

5番、所在地、太郎原町、田、1,176㎡、推進機構からの買い入れとなります。

18ページをお願いいたします。

6番、所在地、藤山町、田、1,572㎡、推進機構からの買い入れとなります。

7番、所在地、安武町武島、田、2筆、計3,382㎡、推進機構への売り渡しとなり
ます。

8番、所在地、安武町武島、田、9筆、計6,874㎡、推進機構からの買い入れとな
ります。

第2区、9番、1件です。

9番、所在地、田主丸町志塚島、畑、1,067㎡、推進機構への売り渡しとなります。
19ページをお願いいたします。

第4区、10番、1件です。

10番、所在地、城島町下田、田、744㎡、推進機構への売り渡しとなります。

以上、審議番号1番から10番までの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法
第18条第3項の各号の要件を満たしているものと考えられます。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は
挙手をお願いいたします。

「無しの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。
第6号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第6号議案は可決されました。よって、
久留米市長宛てへ通知いたします。

続きまして、報告事項に入ります。

報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理の専決について」

報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理の専決について」

報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知について」

以上は事務局の説明を省略いたします。

それでは、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

委 員 32ページの22番は、離作補償ありとなっていますけれども、ありでいいのですか。

事 務 局 こちらは、ありになっております。離作補償は、基本的に貸手の都合により合意解
約をされる際に、借手の分を補償するということになっておりますので、ありとい
うことで、今回は報告があがっております。

ただし、実際に貸手が借手にお金を実際にお渡しするというのではなくて、賃貸借でしたので、賃借料を今回は頂かず、それを離作補償として充てるというようなところで報告があがっております。

委員 利用集積計画の場合は、記憶が定かではないのですが、離作補償というのはないと考えていたのですけれど。

事務局 基本的には法的に定められているものではございませんが、あくまで当事者の合意解約のもとで離作補償をされたという報告を受け取っております。

委員 分かりました。

議長 ほかにございませんか。

「無しの声」

議長 ほかに質疑がないようですので、これにて質疑を終了します。

したがって、報告第1号から報告第3号までの報告事項を終わります。

次に、お諮りいたします。本総会におきまして、議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その処理を議長に委任されたいと思います。御異議ございませんか。

「異議無しの声」

議長 御異議なしと認めます。よって、議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

ただいまから議事録署名委員を指名いたします。久留米市農業委員会会議規則第10条第2項の規定により、6番、大石敏裕委員、19番、中村裕委員にお願いをいたします。

以上をもちまして、久留米市農業委員会総会を閉会いたします。